様式第１号　別紙４

固定資産貸付契約書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、固定資産の貸付について次のとおり契約を締結する。

（対象資産）

第１条　甲は、その所有する次の固定資産（以下「対象資産」という。）を乙に貸し付けるものとする。

（１）名　　称　　**埼玉県立循環器・呼吸器病センター**

（２）所　在　地　　**埼玉県熊谷市板井１６９６番地**

（３）貸付場所　　本館棟１階エントランスホールの一部
各病棟の物品保管場所の一部
各病棟のリネン回収場所の一部
本館棟２階及びＡ病棟１階の一部

（４）使 用 部 分　別図のとおり

（指定用途）

第２条　乙は、対象資産を**入院セットレンタル業務運営事業（以下「入院セット」という。）**の設置の用に供するためにのみ使用し、甲の承諾を得ることなく変更してはならない。

（貸付期間）

第３条　貸付期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（貸付料）

第４条　賃貸借料は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く月間売上額に対して〇％を乗じた額に、消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てるものとする。）とする。管理費等は賃貸借料に含むものとする。

２　乙は、前項に規定する貸付料を甲が発行する請求書に記載された支払期限までに支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第５条　甲は、前条に規定する貸付料について、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の正当な理由があるときは、乙と協議の上、適正な額に改定することができる。

２　乙が支払った貸付料は、対象資産の全部又は一部を返還させる等正当な理由がある場合のほか、還付しない。

（使用上の制限）

第６条　乙は、善良なる管理者の注意をもって対象資産の維持・保存をしなければならない。

２　乙は、対象資産について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面により甲の承認を受けなければならない。

３　乙は、対象資産を他の者に転貸してはならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第７条　乙は、対象資産の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに甲にその状況を通知するとともに、乙の負担において賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合、若しくは対象資産の瑕疵による場合はこの限りではない。

（使用上の損傷等）
第８条　乙は、対象資産の全部又は一部が滅失若しくは毀損した場合は、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。
（原状回復）
第９条　乙は、貸付期間が満了したとき又は本契約が解除されたときは、自己の負担において、甲の指定する期日までに対象資産を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、特に甲の承認を受けたときは、この限りではない。
（損害賠償）
第10条　乙は、自己の責めに帰すべき事由により、対象資産の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したとき、又はこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（実地調査等）
第11条　甲は、必要があると認めるときは、対象資産について実地に調査し、又は乙から必要な報告を求め、若しくはその使用について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
（違約金）
第12条　乙は、第４条に規定する貸付料について、甲が指定する期日までに支払わないときは、遅延日数に応じ、当該金額に年３．０パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が１００円に満たないときは、この限りでない。
（契約の解除等）
第13条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。
(1) 甲において、対象資産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
(2) 乙が、対象資産を第２条に規定する用途に使用しないとき又はその用途に使用することをやめたとき。
(3) 第４条に規定する貸付料の支払がないとき。
(4) その他乙が、この契約上の義務を履行しないとき。
(5) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、第４条に規定する貸付料の年額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

３　前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

４　甲は、第１項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第14条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（定めのない事項等）

第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

埼玉県熊谷市板井１６９６

甲　地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

病院長　池谷　朋彦

乙